

解体後の敷地等 を譲渡する場合(様式 1-2) ~被相続人が家屋に居住していた場合~

※被相続人居住用家屋等確認を受けることにより特例対象となる土地の譲渡は下記の家屋の敷地です。

家屋の建築年月日が昭和 56 年 5 月 31 日以前であるもの (建築年月日: 年 月 日)

※建物の「閉鎖事項証明書」で確認してください

譲渡日が被相続人の死亡日(年 月 日)から3年経過日の属する年の12月31日までのもの
※「売買契約書」と「除票住民票(除かれた住民票)」により確認してください (譲渡日: 年 月 日)

このチェックシートで書類をチェックし、申請時に提出してください。

※①～⑦の番号は申請書に添付する【提出書類の確認表】の番号と同じです。

確認事項／添付する必要書類／入手先／確認事項・注意点等

<p>① <input type="checkbox"/> 被相続人の住民票の除票 (除かれた住民票)</p> <p>※「死亡日」と「死亡日の居住地」を確認できるものであれば交付日は問いません</p> <p>➢ <u>住民票の除票を取得することが難しい場合</u> 被相続人の死亡日と死亡日の居住地を確認できる被相続人の戸籍(除票)と戸籍の附票でも可</p>	<p><input type="checkbox"/> コピ-不可</p> <p>市役所 1 階 ⑯⑰番窓口</p>	<p><input type="checkbox"/> 相続開始日(死亡日) (令和 年 月 日)</p> <p><input type="checkbox"/> 被相続人が相続直前まで家屋に居住していた</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡時の居住地が申請の家屋である</p> <p><input type="checkbox"/> 申請書と合っている (被相続人の氏名・住所、相続発生日)</p>
<p>② <input type="checkbox"/> 家屋の相続人全員の住民票 《取壊し後に取得したもの》</p> <p>※相続開始(死亡時)の直前から取壊しまでの住所がわかるもの</p> <p>➢ 住民票に代えて相続人の戸籍の附票でも構いません</p> <p>➢ <u>住民票で相続開始(死亡日)の直前の住所が確認できない場合は戸籍の附票が必要です</u> ・従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合 ・被相続人の死亡時以降2回以上転居している場合など</p> <p>→ <input type="checkbox"/> 戸籍の附票</p> <p>➢ 国外に居住している場合は、公的機関発行の住民票相当の住所、居所等を証明する書類を提出してください</p>	<p><input type="checkbox"/> コピ-不可</p> <p>各相続人の居住地の市役所、区役所など</p>	<p><input type="checkbox"/> 相続開始の直前から取壊しまでの住所が被相続人以外の居住者がいなかった</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の相続直前から取壊しまでの住所が当該家屋以外の住所になっている</p> <p><input type="checkbox"/> 申請書の「申請者」「他の相続人」と住民票の「住所、氏名」が合っている</p>
<p>③ <input type="checkbox"/> 敷地の売買契約書のコピー <u>(全ページのコピーを提出してください)</u></p> <p>➢ 売買契約書で敷地等の引渡日が確認できない場合は譲渡日が確認できる登記事項証明書</p>	—	<p><input type="checkbox"/> 敷地等の譲渡日(令和 年 月 日)</p> <p><input type="checkbox"/> 解体後の敷地の譲渡である</p> <p><input type="checkbox"/> 解体が引渡し後に行われる等の特約等がない</p> <p><input type="checkbox"/> 契約者(売り主)が申請者である</p> <p><input type="checkbox"/> 売買契約書「引渡日」が申請書「譲渡日」</p>

<p>(4) <input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/> □家屋の閉鎖事項証明書 ➤家屋が未登記または相続登記が未了の場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書等</p> <p><input type="checkbox"/> □敷地の登記事項証明書</p>	<p><input type="checkbox"/> □コピ-不可</p>	<p><input type="checkbox"/> □家屋と敷地のいずれも相続した相続人の数名 (<input type="checkbox"/> 2名以下 <input type="checkbox"/> 3名以上)</p> <p><input type="checkbox"/> 申請書「申請被相続人居住用家屋またはその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所」と一致</p>
<p>(5) <input type="checkbox"/></p>	<p>(家屋の閉鎖事項証明書／再掲)</p> <p>➤家屋が未登記の場合 解体工事の請負契約書のコピ-及び工事費用の請求書や領収書 〔取壊し日及び対象を確認できるものに限る〕</p>	<p>法務局 函館地方 合同庁舎 3階</p>	<p><input type="checkbox"/> □家屋の取壊し日 (令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> □解体日が譲渡日(引渡日)より前である</p> <p><input type="checkbox"/> 申請の敷地上の建物である <input type="checkbox"/> 所有者が被相続人または相続人である <input type="checkbox"/> 区分所有の建物でない <input type="checkbox"/> 申請書「家屋の取壊し、除却又は滅失日」が閉鎖事項証明書「取壊し日」</p>
<p>(6) <input type="checkbox"/></p>	<p>(i)～(iii)のいずれか</p>		
	<p><input type="checkbox"/> □(i)電気、ガス、水道いずれかの使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる閉栓証明書等</p> <p>《代替書類》 閉栓時の請求書等 ・支払の最終月の日割り計算の請求書、支払い証明書 ・合理的に利用停止が判断でき支払対象が死亡日から取壊日までの間の期間のもの</p>	<p>電力会社、 ガス会社、 企業局など</p>	<p><input type="checkbox"/> □電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道</p> <p><input type="checkbox"/> □閉栓日、契約廃止日等の日付が相続開始日(死亡日)以降のものである</p> <p>(閉栓等の日 令和 年 月 日)</p>
	<p><input type="checkbox"/> □(ii)宅建業者の広告</p>	<p>仲介業者</p>	<p><input type="checkbox"/> 「現況空家で解体更地渡し」等の表示がある</p>
	<p><input type="checkbox"/> □(iii)その他空家であったことを確認できる書類(相続～譲渡)</p>		<p><input type="checkbox"/> 市が認める者(不動産管理会社等)が空家として管理を行っていたことの証明書</p>
			<p><input type="checkbox"/> 空き家バンク登録済み</p>
			<p><input type="checkbox"/> その他()</p>
<p>(7) <input type="checkbox"/></p>	<p>更地の写真 ※撮影日が記載されたもの (手書きも可)</p>	<p>工事業者 など</p>	<p><input type="checkbox"/> □(取壊し～譲渡) 建物や構築物の敷地に使われていない</p> <p><input type="checkbox"/> 家屋の解体後、譲渡日までの間の写真である (撮影日/令和 年 月 日)</p>

<input type="checkbox"/>	<p>※郵送申請の場合 返信用封筒(2通分)</p>	<p>※遠方で窓口に来られない場合は郵送での申請が可能です ※交付手数料の払込書と審査後の確認書の送付用の2通分必要です ※申請者の住所・氏名を記入し切手を貼ってください</p>
<input type="checkbox"/>	<p>交付手数料納付の希望金融機関 □銀行等 □郵便局/□道内 □道外</p>	<p>主な指定金融機関 (銀行等) (北洋銀行・青森銀行・北海道銀行・北陸銀行) ・みちのく銀行・北海道労働金庫等</p> <p>※審査後、市から郵送される納付書により上記窓口でお納めください</p>